二　法第三十三条第一項の規定による申請をしようとする者が個人である場合においては、その者の氏名、生年月日その他必要な事項
三　漁業その他の海洋の多様な開発及び利用との調和に関する事項
四　その他経済産業大臣及び国土交通大臣が必要と認める事項

3　前項の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第三十三条第三項第十六号の経済産業省令・国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号及び第二号中「第三十三条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

（海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案に係る海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法の基準）

第十一条　法第三十四条第一項第一号ロの経済産業省令・国土交通省令で定める海洋再生可能エネルギー発電設備の基準は、次に掲げるものとする。

一　自然状況その他の条件を勘案して、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並びに地震、漂流物等による振動及び衝撃に対して安全な構造であること。
二　船舶からの視認性を向上させるための措置その他の船舶の航行に支障を及ぼさないための措置を講じたものであること。

2　法第三十四条第一項第一号ロの経済産業省令・国土交通省令で定める海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

一　当該海洋再生可能エネルギー発電設備（海底電線を除く。）及びその周辺の海域の状況を監視すること。
二　前号の結果及び自然状況その他の条件を勘案して、定期及び臨時に当該海洋再生可能エネルギー発電設備を点検し、その損傷、劣化その他の変状についての診断を行い、その結果に応じて必要な措置を講じること。
三　前号の結果その他の当該海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理に必要な事項の記録及び保存を行うこと。
四　法第三十三条第三項第十四号に規定する当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置し、及び維持管理する過程で取得する情報（公表されていないものに限る。次号において同じ。）を、当該海洋再生可能エネルギー発電事業を適切に実施するために必要と認められる目的以外のために利用しないことを確保するための措置を講じること。
五　前号の情報の管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図るための措置を講じること。
六　外国の法的環境等により当該海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の適切性が影響を受けるものではないこと。

3　前二項に規定するもののほか、海洋再生可能エネルギー発電設備又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項は、国土交通大臣が告示で定める。

（許可の申請）

第十二条　法第三十七条第二項に規定する申請書並びに海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画及び区域図は、経済産業大臣及び国土交通大臣が定める様式によるものとする。

（海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画又は区域図の軽微な変更）

第十三条　法第三十九条第一項ただし書の経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第三十八条第一項の許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に係る工事の時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更